に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。

4　前項の規定により申出書等を提出した都道府県等が指定を受ける場合における指定対象期間は、当該指定をした旨の法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第七項及び第三百十四条の七第七項の規定による告示をした日から第二項の指定対象期間の末日までの期間とする。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載事項等）

第一条の十七　法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（次項第四号において「返礼品等」という。）を提供しない場合には、第一号及び第四号に掲げる事項）とする。

［一～四　略］

2　法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一　都道府県等が前条第二項に規定する指定対象期間（同条第三項の規定により申出書等を提出する都道府県等にあつては、同条第四項に規定する指定対象期間。第三号及び第四号において「指定対象期間」という。）に受領する法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（次号及び第三号において「第一号寄附金」という。）の額の見込額及びその募集に要する費用の額の見込額に関する書類

二　都道府県等が前年度（前条第二項に規定する指定対象期間の初日の属する年度の前年度をいう。）に受領した第一号寄附金の額及びその募集に要した費用の額に関する書類

［三　略］

［新設］

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載事項等）

第一条の十七　法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（次項第五号において「返礼品等」という。）を提供しない場合には、第一号及び第四号に掲げる事項）とする。

［一～四　同上］

2　法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一　都道府県等の法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（以下この項において「第一号寄附金」という。）の募集の取組及び当該都道府県等が受領した第一号寄附金の額の実績について総務大臣が実施した調査の結果に関する書類

二　前条第二項に規定する指定対象期間（次号及び第五号において「指定対象期間」という。）の初日の属する年度の前年度における都道府県等の第一号寄附金の募集に要した経費に関する書類

［三　同上］

［削る］

四　平成三十年十一月一日から申出書等を提出する日までの都道府県等における第一号寄附金の募集の取組の実施状況及びその結果に関する書類

五　［同上］

六　［同上］

［3　略］

［四　略］

［五　略］

［3　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）第一条の十六及び第一条の十七の規定は、都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）がこの省令の施行の日以後に地方税法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（以下この条及び次条において「申出書等」という。）を提出する場合について適用し、都道府県等が同日前に申出書等を提出した場合については、なお従前の例による。

第三条　令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間（都道府県等が新規則第一条の十六第三項の規定により申出書等を提出する場合には、同条第四項に規定する告示をした日から令和三年九月三十日までの期間）に係る地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定を都道府県等が受けようとする場合における新規則第一条の十七第二項の規定の適用については、同項第二号中「前年度（前条第二項に規定する指定対象期間の初日の属する年度の前年度をいう。）」とあるのは、「令和元年六月一日から令和二年三月三十一日までの期間」とする。